

「路上工事看板設置関連通達改正のポイント(事例集)」の一部訂正について

標記事例集について、以下のとおり一部訂正させていただきます。

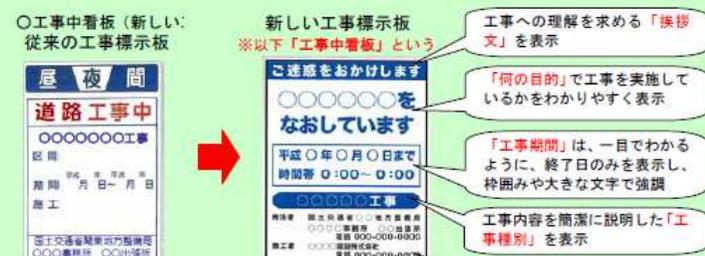
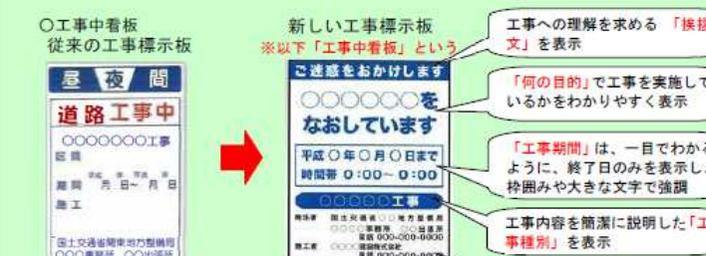
令和2年9月8日

訂正内容:資料5ページ目に記載の「工事中看板」の設置期間に関する記載。

訂正前・・・工事開始から工事終了までの間に設置
訂正後・・・工事開始から工事終了までの間設置

訂正後の資料は、以下のページに掲載されております。

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon0000054.html

訂正前	訂正後
<p>3. 主な改正点</p> <p>新しい工事標示板（工事中看板）の設置</p> <p>道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため道路工事（道路占用工事を含む）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを定める。 (国道利第 37 号・国道国防第 205 号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達)</p> <p>○工事中看板（新しい） 従来の工事標示板</p>  <p>新しい工事標示板 ※以下「工事中看板」という</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事への理解を求める「挨拶文」を表示 「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示 「工事期間」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調 工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示 「工事実施者」「問合せ先」は、関心のある道路利用者が確認できる程度に表示 <p>道発第 372 号 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」 昭和 37 年 8 月 30 日 道路局長 通達</p> <p>国道利第 37 号・国道国防第 205 号 「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達</p> <p>工事中看板（新しい工事標示板）は、<u>ドライバー等</u>に対し実施している工事情報を提供するために、<u>工事開始から工事終了までの間に設置</u>。 (事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」 平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官)</p>	<p>3. 主な改正点</p> <p>新しい工事標示板（工事中看板）の設置</p> <p>道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため道路工事（道路占用工事を含む）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを定める。 (国道利第 37 号・国道国防第 205 号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達)</p> <p>○工事中看板 従来の工事標示板</p>  <p>新しい工事標示板 ※以下「工事中看板」という</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事への理解を求める「挨拶文」を表示 「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示 「工事期間」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調 工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示 「工事実施者」「問合せ先」は、関心のある道路利用者が確認できる程度に表示 <p>道発第 372 号 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」 昭和 37 年 8 月 30 日 道路局長 通達</p> <p>国道利第 37 号・国道国防第 205 号 「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達</p> <p>工事中看板（新しい工事標示板）は、<u>ドライバー等</u>に対し実施している工事情報を提供するために、<u>工事開始から工事終了までの間設置</u>。 (事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」 平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官)</p>